

# 山口県商工会連合会会報

発行者

山口県商工会連合会

(山口市中央4-5-16)

編集人 伊妻 稔

TEL 083 (925) 8888

FAX 083 (925) 8700

URL: <http://www.yamaguchi-shokokai.jp/>

-shokokai.jp/

E-mail: [shokoren@yamaguchi-shokokai.or.jp](mailto:shokoren@yamaguchi-shokokai.or.jp)

-shokokai.or.jp

印刷所 アリフク印刷(株)

地域に夢を  
企業に繁栄を

折込チラシを  
ご覧ください

- ・やまぐち 女性創業塾
- ・やまぐち経営革新塾 受講者募集!

## 平成十九年度県連通常総会

県連合会は、五月二十五日山口市において、十九年度通常総会を開催し、平成十八年度事業報告及び収支決算書の認定等の議案を可決承認いたしました。

また、役員退任に伴う補充選任が行われました。

河岡会長による挨拶、二井知事、重宗県議会商工労働委員長に祝辞を頂いた後、来賓の紹介を行いました。

議事に入るにあたり、平岡猛氏(下関市商工会長)が議長に選出され、「平成十八年度一般会計事業報告書及び収支決算書の認定について」・「平成十八



河岡会長による挨拶



祝辞を述べられる二井知事

年度特別会計事業収支決算書の認定について」が審議され、いずれも承認可決されました。事業報告等が可決後、役員退任に伴う補充選任が行われ、新たな理事に寺崎益朗氏(大和、青年部連合会長)、監事に藤村利夫氏(やましろ商工会長)、岡村裕之氏(上関町商工会長)が選出されました。

## 自主財源5%アップ運動

商工会を取り巻く環境は近年の小規模事業経営支援事業費の一般財源化・市町補助金の減少、少子高齢化や廃業など会員の減少による会費・手数料、収益事業等の収入減により、商工会の財政状況は厳しさを増しています。このような事態を改善させるため、商工会・連合会では「自主財源5%アップ運動」を実施し、財政基盤の強化を図っていきます。

### 運動の内容

- ◇会員の増強運動の実施
- ◇会費・手数料・共済受託料収入等の確保
- ◇経費の10%削減の実施

### 推進体制

商工会役職員と連合会の各部署、ブロック担当者が情報

### 実施概要

を共有し、商工会組織が丸となり本運動を実施します。

自主財源5%アップを、各商工会が3ヶ年(19年~21年)の収支予測での現状認識を行うとともに会員サービスの向上を通じて財政基盤の強化を図っていきます。

- ① 合併商工会等運営会議での協議  
合併商工会の運営体制の確立と標準化、合併体制への早期移行への促進で財政基盤の強化を図ります。
- ② 共済事業の推進と目標達成  
商工貯蓄共済、全国商工会会員福祉共済の目標達成を中心に財政基盤の強化を図ります。
- ③ 前年度決算の一般事業費・管理費の10%削減を実施

平成十九年度

## 県連会長表彰

◇役員功労者

三隅町商工会

会長 磯 昭正

美川町商工会

副会長 升本 信彦

鹿野町商工会

副会長 野原 博美

萩・阿西商工会

代表理事 藤野 龍夫

熊毛町商工会

理事 岩崎 孝光

益金 節子

鹿野町商工会

理事 升崎 美彦

秋穂商工会

理事 洞崎 伸治

くすのき商工会

理事 室田 芳恵

秋芳町商工会

理事 宮崎美也子

理事 炭本 武

日置町商工会

理事 猶野 和則

理事 藤岡 靖人

鹿野町商工会

監事 熊野 弘之

監事 瀧本 実

◇優良職員表彰

下関市商工会

補助員 上田 章仁

下関市商工会

記帳専任職員 城間貴代美

下関市商工会

記帳専任職員 岡崎 容子

# 山口県商工会青年部・女性部

## 指導者研修会開催

主張発表大会で  
最優秀賞受賞

平成十九年度山口県商工会青年部・女性部指導者研修会が四月二十六日・二十七日に開催されました。

初日の商工会青年部・女性部主張発表大会では、山口県認知症を支える会連合会長・国兼由美子氏、朝日新聞社山口総局長北沖弘和氏、県経営金融課主幹・石川泰孝氏、県商工会連合副会長・原田欣知氏、県商工会青年部連合会長・清水恵一氏、県商工会女性部連合会長・中島靖子氏ら六名を審査員として、青年部代表四名、女性部代表四名の計八名が、それぞれの「部活動に参加して」、「部活動と地域振興・まちづくり」の2テーマで意見発表を行いました。



青年部最優秀賞  
周防大島町  
大野圭司さん



女性部最優秀賞  
日置町  
福永理恵子さん

に発表しました。この結果、青年部では高齢化が進む島の現状に対して、廃校となった母校の中学校を活用し、都会の子供たちに島の遊び方などを学ぶ場を提供する取り組みについて「青年部活動と地域振興・まちづくり」島スタイルと題して発表された周防大島町の大野圭司さんが、また、女性部では女性部での行事を通し部員個々の役割の大切さや参加した子供たちとの交流などを「女性部活動に参加して」女性部の地域活動と活動を通して感じたことと題して発表された日置町の福永理恵子さんが最優秀賞に輝き、九月にそれぞれ開催される中・四国ブロック交流会山口県代表として出場されることとなりました。



小柳栄次氏

能性は自ら生み出すもの」と題して、「災害において救助を行うレスキューロボットを開発し、新潟県中越地震などで運用した事例」を紹介され、「一見できそうもないと思うことでも挑戦することが重要である。」と話され、受講者は熱心に耳を傾けていました。

なお、研修会にあわせて青年部・女性部の通常総会が開催され、青年部では役員改選が行われました。

(青年部連合会・新役員)

会長	寺崎 益朗(大和)
副会長	岩崎 淳二(やましろう)
副会長	藤井 勝次(下関市)
理事	福川 高志(周防大島町)
理事	小国 洋司(大島)
理事	津島 宏保(和木町)
理事	室口 成久(玖珂町)
理事	川口 栄実(秋穂)
理事	林 明央(阿知須町)
理事	西村 浩介(美祢市)
理事	中野 明彦(三隅町)
理事	原田 壮也(鹿野町)
監事	河村 直丈(萩・阿西)
顧問	清水 恵一(前会長)

# 「平成19年度地域資源 全国展開プロジェクト」の採択先決定!

萩・阿西商工会、やましろう商工会の  
2プロジェクト採択される

平成18年度からスタートした「地域資源∞全国展開プロジェクト(小規模事業者新事業全国展開支援事業)」は、全国の商工会・商工会議所が地域の事業者と一丸となって行う、地域の資源を活かした新商品の開発や観光資源の開発など、全国規模の市場展開を目指すプロジェクトに対して幅広い支援を行う事業です。

商工会関係では、全国より172件の応募があり、有識者による厳正な審査の結果、136プロジェクトが採択されました。(予算規模は、1商工会あたり8,000千円以内となっています。)

これから全国各地で、地域の魅力を活かした全国展開を目指す取組が一齐にスタートし、全国的な商談会・展示会への参加など、地域発の新たな事業展開が期待されます。

県内商工会地域では、萩・阿西商工会とやましろう商工会の事業が採択され、内容は次の通りです。

今回、「ユズ」を健康美容商品のプラットフォームと位置づけ、パウダー化した原料を使い、商品を試作、美容と健康に特化した特産品を複数開発し、各種調査を行います。また、国内唯一の国の天然記念物指定を受けた「ユズ」の自生地としてアピールし、「ユズ」と「萩焼」のコラボレーションにより、「ユズ」の香りを生活空間で楽しむ香炉等陶器も試作し、全国に向け販路の拡大を図る。

《やましろう商工会》  
プロジェクト名「農工商で未来を拓く・岩国「山代ブランド」構築事業」  
山代地域は、古来より歴史、文化を共有しており、行政、経済面においても連携した活動が行われています。今年度より、昨年度策定された「山代アクションプラン」に基づき、商工会内に産業振興係を設置し、農工商連携をモットーに、山代地域の再生にチャレンジしていきます。具体的には、農林業者と商工観光業者が、生産・加工・販売の一本化を図り、生産者育成、特産品の開発・販売、新産業の展開、観光客等の誘致等を行い、地域ブランド確立を確立することにより、新ビジネスを創出して行く。

《萩・阿西商工会》  
プロジェクト名「あふかむユズ・アライアンス・プロジェクト」  
萩・阿西商工会はこれまで広域ブランド「あふかむの里」の特産品開発を展開してきました

# 平成19年度中小企業関係税制改正のポイント

今般の税制改正において、長年の懸案であった項目について、抜本的な見直しを行いました。具体的には、①中小同族会社に対する留保金課税制度の撤廃、②計画的な事業承継を支援する制度の創設、さらに事業承継税制の見直しの提言、③減価償却制度の抜本的見直し、などを行うことが決まりました。

## 中小企業の経営基盤の強化

- ◆中小同族会社に対する留保金課税制度の撤廃  
同族会社に対する留保金課税の適用対象から中小企業を除外します。  
→ 内部留保に対する法人税の上乗せ課税が完全撤廃され、内部留保の充実に一層可能になります。
- ◆中小企業地域資源活用促進法（仮称）に基づく税制措置  
次期通常国会に提出予定の新法に基づき、産地技術や農林水産品等の地域資源を活用した事業に取り組む中小企業に対する設備投資の支援措置（30%の特別償却又は7%の税額控除）を創設します。  
→ 各地域の「強み」を活かした分野への積極的な設備投資が可能となります。
- ◆減価償却制度の抜本的見直し  
競争力強化の観点から、国際標準に合わせ、減価償却可能な限度額（現行95%）を撤廃するなど、減価償却制度を抜本的に見直します。  
→ 早期に損金に落とせる額が大幅に増えることで、設備投資をより積極的に進めることができます。
- ◆中小企業等基盤強化税制の延長  
中小売・卸・サービス業等に対する設備投資の支援措置（30%の特別償却又は7%の税額控除）を延長します。  
→ 中小小売・卸・サービス業においても、設備投資をより積極的に進めることができます。

## 中小企業の事業承継の円滑化

- ◆相続時精算課税制度の自社株式特例の創設  
これまで相続時精算課税制度<sup>※</sup>の対象とならなかった60歳（本則65歳）以上の中小オーナー経営者が、後継者である子供に自社株式を贈与する場合に非課税枠が3000万円（本則2500万円）となる特例を創設します。  
※相続段階での精算を前提に贈与。非課税枠3000万円を超えても贈与税率は累進ではなく一律20%。  
→ スムーズに株式贈与ができ、早期の後継者への事業承継が容易になります。
- ◆種類株式の評価方法の明確化  
配当優先の無議決権株式（普通株式評価額から5%評価減も可能）や拒否権付株式など、円滑な事業承継のために活用が期待される典型的な種類株式について、その評価方法を明確化します。  
→ 種類株式を活用することで経営権を安定的に承継することが可能となります。
- ◆非上場株式に係る事業承継税制の見直し【検討事項】  
→ <税制改正大綱（抜粋）-検討事項->  
事業の将来性、後継者不足、相続人間の遺産分割や遺留分、相続税の問題など、日本経済を支えるべき中小企業の事業承継には様々な課題があり、その解決を図ることは、雇用の確保や地域の経済活力維持の観点からも重要である。こうした観点から、中小企業の事業承継の実態を見極めつつ、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを総合的に検討する。その際、非上場株式等に係る税制面の措置については、既存の特例措置も含め、課税の公平性に留意して、相続・贈与税制全体の在り方とともに、幅広く検討する。

## 地域経済と雇用を支える中小企業の活性化

### 中小企業へのその他の支援

- ◆特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置の見直し  
中小企業の活性化の観点から、適用除外基準を平成19年度から大幅に引き上げます。  
基準所得（課税所得+オーナー役員給与）800万円以下 → 1600万円以下
- ◆中小企業金融の円滑化  
商工中金の民営化後も、中小企業金融が円滑に行われるよう、税制においても適切な措置を行います。（抵当権を設定する中小企業者に対する登録免許税の軽減措置の延長など）

## 減価償却制度の抜本的見直し（法人税、所得税、住民税、事業税）

減価償却制度について、国際的なイコールフットィングを確保し、イノベーションの加速化により、企業の国際競争力・我が国経済の成長力を強化するため、償却に要する年数を諸外国（欧米・韓国等）に劣らないものとする抜本的な見直しを行う（大正7年の制度創設以来の大改革。約40年ぶりの大改正。）。

### 改正の概要

- ①今後新規に取得する設備について、現行の法定年数経過時点の「残存価額」を撤廃（10%→0%）し、法定年数経過時点で全額（100%）まで償却可能な制度とする。（250%定率法の導入）

〔250%定率法とは、まず、定額法の償却率（100%/法定耐用年数）を2.5倍（250%）した率を償却率とする定率法により償却費を計算し、この償却費が、法定耐用年数から経過年数を控除した期間内にその時の帳簿価額を定額法で全額償却すると仮定して計算した償却額を下回るときに、償却方法を定率法から定額法に切り替えて、備忘価額まで償却する方法をいう。〕

- ②「償却可能限度額」（取得価額の95%）を撤廃する。

（現行制度では設備を除却しない限り、償却可能限度額95%までしか償却できない。）

→95%まで償却が進んだ設備については、事後5年間で全額（100%）まで均等償却可能とする。）

（注）上記の他、技術進歩が著しいIT分野の特定設備の法定耐用年数を短縮化する。

- ・フラットパネルディスプレイ製造設備 10年→5年に短縮
- ・半導体用フォトリソ製造設備 8年→5年に短縮
- ・フラットパネル用フィルム材料製造設備 10年→5年に短縮

#### 【運用面での改善】

このほか、法定耐用年数の短縮特例に関し、納税者の利便性向上のため、汎用性を有し、他の納税者においても耐用年数の短縮に関する承認申請を行うことが予想されるような資産について、国税庁より承認事例の公表を行う。

### <改正の効果>

設備投資の費用の早期回収（償却）が可能となるため、新規設備投資が促進され、生産性が向上。

# ◇国民生活金融公庫からのお知らせ◇

## 平成19年度 経営改善(マル経)融資のご案内

この制度は、小企業者等の方々の経営改善のお役に立つため昭和48年に誕生した無担保無保証人の国の融資制度です。

制度創設以来、これまで多くの方にご利用いただいております。

### (ご利用いただける方)

次の要件をすべて満たしている商工業者の方。

- 1 従業員数  
小売・卸売・サービス業 5人以下  
製造業・その他の業種 20人以下
- 2 税金完納
- 3 同地区内で一年以上事業を営んでいること
- 4 商工会の経営指導を原則として6ヶ月以上受けていること

### (ご利用の手続き)

- 1 事業所所在地の商工会へご相談、お申し込みください。
- 2 商工会から国民生活金融公庫へ推薦いたします。
- 3 国民生活金融公庫からご融資いたします。

### (ご融資額)

550万円以内のほか別枠450万円以内

### (ご返済期間)

運転資金 5年以内

設備資金 7年以内

### (利率)

年利 2.20% (固定金利)

(平成19年5月16日現在)

国民生活金融公庫では他にも事業融資資金をはじめ、教育資金のご融資などさまざまな融資を取り扱っています。

ご融資額、ご返済期間、利率等のご融資の条件につきましては、当公庫の融資相談係までご照会ください。

### 山口県内公庫店舗電話番号一覧

山口支店	(083) 922-3600
下関支店	(0832) 22-6225
徳山支店	(0834) 21-3455
岩国支店	(0827) 22-6265

TOSHIBA



認められたのは、トータル品質です。

日経コンピュータが顧客満足度調査にて、第1位を獲得。

\*「日経コンピュータ」2006年8月7日号 第1回顧客満足度調査「クライアントパソコン部門」において



東芝情報機器株式会社

TIE

<http://www.toshiba-tie.co.jp/>  
中国システムソリューション営業部 担当: 今井 克也  
〒730-0802 広島市中区本川町2-6-7 相生橋KMビル  
TEL: 082-231-8133

山口サポートステーション  
〒753-0872 山口市朝田流通センター 601-3  
TEL: 083-925-2946

## 山口県の最低賃金について

最低賃金名	1時間当り	効力発生の日
山口県最低賃金	646円	平成18年10月1日
産業別最低賃金	1時間当り	効力発生の日
鉄鋼業、非鉄金属精錬・精製 非鉄金属、合金圧延・非鉄金属素形材	764円	平成18年12月15日
電気機械器具、情報通信機械器具、 電子部品・デバイス製造業	701円	
輸送用機械器具 製造業	744円	
百貨店、 総合スーパー	697円	

詳しくは、山口労働局賃金室 (083) 995-0372、最寄りの労働基準監督署までお尋ねください。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>